

自治会などの法人市民税の減免を拡充

加西市では、さらなる地域活動を推進するため、昨年度、タウンミーティングや福祉団体との定期懇談会において要望のありました、認可地縁団体などに対する法人の市民税について均等割を減免いたします。

●減免対象団体・法人

認可地縁団体（自治会）、特定非営利活動法人

●減免額

収益事業を行っている場合に、法人税申告における所得金額が

① 10万を超えない場合は、均等割を全額免除

② 10万を超え20万を超えない場合は、均等割を半額免除

●問合先 税務課 ☎ 42-8712

7月から新しい福祉医療費受給者証に変更

問合先/国保医療課 ☎42-8721

fax42-1792 kokuho@city.kasai.lg.jp

6月下旬に新しい福祉医療費受給者証(母子家庭等には現況届)を郵送します。7月から新しいものをご利用ください。

助成制度	対象者	自己負担	所得基準															
乳幼児等・こども	0歳児～中学3年生	なし	所得制限なし (ただし、所得の確認は必要)															
高齢期移行	65～69歳で世帯全員が市民税非課税	2割負担 区分Ⅱ/ ・外来限度額 月12,000円 ・外来+入院限度額 月35,400円 区分Ⅰ/ ・外来限度額 月8,000円 ・外来+入院限度額 月15,000円	区分Ⅱとは・・・ 市民税非課税世帯で本人の年金収入と他の所得の合計が80万円以下の方 (ただし、S27.7.1以降生まれの方は、要介護2以上に該当する方) 区分Ⅰとは・・・ 市民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円の方															
重度障害者・高齢重度障害者等	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級	・外来限度額/1医療機関あたり1日600円で月2回まで(低所得者400円) ・入院限度額/1割負担で月2,400円(低所得者1,600円)	本人、配偶者および扶養義務者の市民税所得割額が235,000円未満															
母子家庭等	18歳に達した年度末までの児童または20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父およびその児童、遺児	・外来限度額/1医療機関あたり1日800円で月2回まで(低所得者400円) ・入院限度額/ 1割負担で月3,200円(低所得者1,600円)	児童の親または扶養義務者の所得が下記の基準未満 ※詳しくは市HPを参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養人数</th> <th>親と子を助成</th> <th>子のみ助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>49万円</td> <td>192万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>87万円</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>125万円</td> <td>268万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>163万円</td> <td>306万円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養人数	親と子を助成	子のみ助成	なし	49万円	192万円	1人	87万円	230万円	2人	125万円	268万円	3人	163万円	306万円
扶養人数	親と子を助成	子のみ助成																
なし	49万円	192万円																
1人	87万円	230万円																
2人	125万円	268万円																
3人	163万円	306万円																

※市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除または寄付金税額控除がある場合、控除前の税額で判定します。

※精神障害者保健福祉手帳1級・2級によって受給者となられた方については、精神疾患以外の受診分について医療費を助成します。

国民健康保険税の変更について

問合先/国保医療課 ☎42-8721

fax42-1792 kokuho@city.kasai.lg.jp

令和2年度の国民健康保険税率は据えおきとなり、平成31年度と同じです。なお、国民健康保険法施行令の改正に伴い、令和2年度から国民健康保険税の最高限度額と軽減措置の基準が以下のとおり変更されました。

●最高限度額

	改正前	改正後
医療分	61万円	63万円
後期高齢者支援分	19万円	19万円
介護分	16万円	17万円

●保険税の軽減措置(基準額)

2割軽減	改正前	33万円+51万円×被保険者数
	改正後	33万円+52万円×被保険者数
5割軽減	改正前	33万円+28万円×被保険者数
	改正後	33万円+28.5万円×被保険者数

臨床研修医のご紹介



左から 今西、徳重、山本、河口、久保井、待鳥

●今西涼華さん

本年度より市立加西病院にて初期臨床研修医として勤務している今西涼華です。日々の病棟業務や外来診察で色々な先生方に多くのことを教わることができると思ったので、こちらの病院で勤務させていただいております。分からないことばかりで、周囲の方々にご迷惑をお掛けしていますが、少しでも早く知識や手技を身に付け、加西市の医療に貢献できるように、日々精進していきたいと思っています。今後ともよろしくお願い致します。

●徳重敏さん

本年度から市立加西病院で初期臨床研修医として勤務している徳重敏です。加西病院に来るまで加西のことは知らなかったですが、来てみて温かい人が多く、自然に囲まれたとても住みやすい地域だと実感しています。研修医になって、まだ右往左往していますが、いろいろな先生方やコメディカルの皆さまに指導していただき、加西に住まわれている方々の手助けになれるように邁進していきたいと思っています。今後ともよろしくお願い致します。

●山本隆史さん

初めまして、4月から初期臨床研修医として加西病院に勤務することになりました、山本隆史と申します。

6年ぶりに地元加西に帰ってきて、幼い頃からお世話になってきた加西病院で働くことができるというのはどこか不思議な感覚もありますが、1日も早く加西市の医療に貢献できる医師になれるよう、日々努力したいと思います。何とぞよろしくお願い致します。

●河口恵さん

本年度より市立加西病院にて初期臨床研修医として勤務しています河口恵と申します。まだまだ至らない所ばかりですが、加西病院の先生方やコメディカルの方々にご指導いただき、また患者さまから学ばせていただくことも多く、とても充実した毎日を過ごしております。少しでも早く加西市の皆さまのお役に立てるよう、頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

●久保井勇人さん

本年度より市立加西病院で勤務しています初期臨床研修医の久保井勇人と申します。現在、右も左もわからない状態ですが、病院の色々な先生やコメディカルの皆さまそして患者さまから多くの事を学ばせていただいている毎日です。知識や手技やコミュニケーション能力などを習得し、出来るだけ早く皆さまのお役に立てればと思っていますので、今後とも何とぞよろしくお願い致します。

●待鳥和也さん

本年度から市立加西病院で初期臨床研修医として勤務している待鳥和也です。地域で唯一の急性期病院ということで病気の治療に限定されず色々な方の人生に関わらせていただけることを楽しみにしています。先輩の先生方から様々なことを学ばせていただいて1人前を目指して頑張りたいと思っています。よろしくお願い致します。

児童手当の受給には現況届の提出が必要です

問合せ先／地域福祉課 ☎42-8709
fax43-1801 kateijidou@city.kasai.lg.jp

児童手当（特例給付の方を含む）を現在受給されている方は、前年中の所得と6月1日現在の児童の養育状況を確認するため、現況届の提出が必要です。対象の家庭には6月上旬までに案内を送付します。

●受付期間／6月1日（月）～30日（火）8:30～17:15

※6月24日（水）は19時まで窓口を延長します。

●場 所／地域福祉課家庭児童支援係（市役所1階⑩番窓口）

児童手当(2～5月分)
の支給は6月10日(水)

入金は通帳記帳等でご確認ください。申請時期等により振込日が変わることがあります。